

一般社団法人ことばサポートネット 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ことばサポートネットと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県可児市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ことばに関する困りごとを抱えている方やその支援者等に対し、発音獲得の支援、ことばや口腔機能の発達支援、ことばに関する悩みの相談受付および支援者等に対する技術や情報の伝達を通じて児童又は青少年の健全な育成と国民の福祉の向上を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 発音獲得の支援
- 2 ことばや口腔機能の発達支援
- 3 ことばに関する相談受付
- 4 支援者等に対する技術や情報の伝達
- 5 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第22条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行なう。

第6章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金分配の禁止)

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第26条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に贈与する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	埜藤奈美
設立時理事	高橋路子
設立時理事	松本竜弥
設立時代表理事	埜藤奈美

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	愛知県半田市雁宿町三丁目203番地の1 パークサイド雁宿2号館101号
設立時社員	埜藤奈美
住 所	愛知県半田市雁宿町三丁目203番地の1 パークサイド雁宿2号館101号
設立時社員	埜藤健二

(法令の準拠)

第30条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ことばサポートネットの設立に際し、設立時社員の定款作成代理人である 司法書士法人つむぐ相続法務事務所 代表社員酒井太輔は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年 4 月 8 日

愛知県半田市雁宿町三丁目203番地の1
パークサイド雁宿2号館101号
設立時社員 埜藤奈美

愛知県半田市雁宿町三丁目203番地の1
パークサイド雁宿2号館101号
設立時社員 埜藤健二

上記設立時社員の定款作成代理人

名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目9番地1 新瑞センタービル3階

司法書士法人 つむぐ相続法務事務所
代表社員 酒井太輔



同一の情報の提供

提供の日付：2022年4月19日

公証人：20010015 松 山 佳 弘



所属法務局：岐阜地方法務局

公証役場：岐阜公証人合同役場

岐阜市橋本町1丁目10番1号

請求対象の登簿管理番号：22-2001001502000450

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2022年4月19日

請求対象の処理公証人：20010015 松 山 佳 弘

所属法務局：岐阜地方法務局

公証役場：岐阜公証人合同役場

岐阜市橋本町1丁目10番1号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。